

第 66 号 議 案

令 和 3 年 2 月 15 日
任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

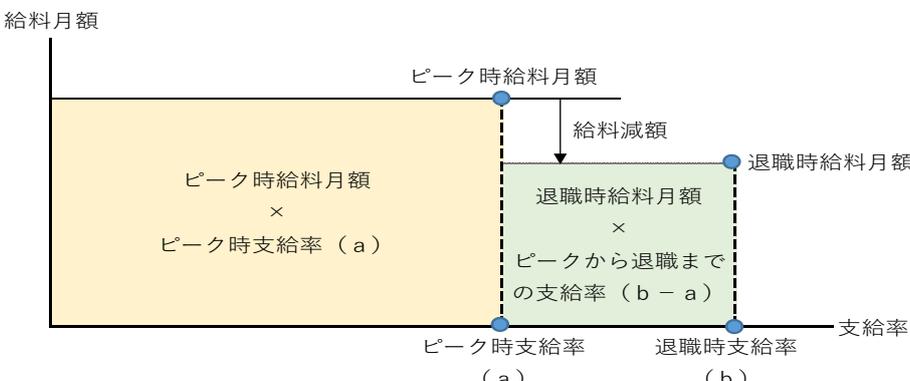
地方公務員法第 5 条第 2 項に基づき、令和 3 年 2 月 10 日付 2 議事第 428 号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名	
1	第 29 号 議 案 職員 の 退 職 手 当 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
2	第 40 号 議 案 都 立 学 校 等 に 勤 務 す る 講 師 の 報 酬 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例
意 見	
異議ありません。	

1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の多様な働き方を支援するとともに、在職中の職責をより一層反映させるため、退職手当の基本額に係る特例を設けるほか、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内 容
<p>給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例 第6条の2第1項</p> <p>第2項</p>	<p>【ピーク時特例の新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象 <p>東京都規則で定める期間中に、給料月額の変額改定等以外の理由で給料月額が減額され、かつ当該減額前の給料月額のうち、最も多いもの（特定減額前給料月額＝ピーク時給料月額）が退職の日の給料月額よりも多い職員</p> ○ 算定方法：次に掲げる額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時給料月額×ピーク時支給率（a） ・退職時給料月額×ピークから退職までの支給率（b－a） <p>（a）ピーク時までの勤続期間に対応する支給率 （b）退職日までの勤続期間に対応する支給率</p>  <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当の基本額の上限を規定 <ul style="list-style-type: none"> ・ピーク時特例対象者の支給率の上限は43月 <p><参考 退職手当の算出方法（現行）></p> <p>退職手当額 = 退職手当の基本額(*1) + 退職手当の調整額(*2)</p> <p>(*1)基本額：退職時の給料月額×支給率+給料の調整額に係る加算額 (*2)調整額：退職前240月分の合計ポイント（職級等に応じた区分ごとに設定）×1,100円</p>
<p>定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例 第6条の3</p>	<p>【定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る読替え規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定年前早期退職者（勸奨退職等で定年前の年度に退職。勤続年数25年以上。定年から10年を減じた年齢以上の職員。通勤災害死傷病退職等は除く。）の退職手当の基本額に係る特例の読替え規定 <p>給料月額への割増率：定年1年前につき2%（指定職は1%）</p>
<p>公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例 第6条の4第1項 第2項</p>	<p>【公務上の理由等による退職手当の基本額に係る読替え規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤災害死傷病退職者及び公務災害死傷病退職者（定年前早期退職割増対象者は除く）の退職手当の基本額に係る特例の読替え規定 <p>給料月額への割増率：10%</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤災害死傷病退職者及び公務災害死傷病退職者のうち、定年前早期退職割増対象者の退職手当の基本額に係る特例の読替え規定 <p>給料月額への割増率：10%+定年1年前につき2%（指定職は1%）</p>

文 言 整 備 第5条第1項 第6条第1項 第2項 第6条の5第1項 第2項 第9条第1項 第14条の4	【条ずれ等に伴う文言整備】 ○ 「第6条の4」→「第6条の5」 ○ 「退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。）」 ↓ 「退職した者（第17条第1項各号に掲げる者を含む。 <u>次条第1項において同じ。</u> ）」 ○ 「その者の退職の日における」→「退職日におけるその者の」 ○ 「第6条の規定」→「第6条から前条までの規定」 ○ 「同項」→「同条」
施 行 期 日 等 附則第1項 第2項	○ 公布の日（令和3年3月31日予定） ○ 令和3年3月31日以降に退職した者に係る退職手当から適用
関連条例の規定整備 附則第3項	【職員の退職手当に関する条例を引用している条例に係る規定整備】 ○ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇に関する条例 第6条：「第6条の3」→「第6条の4」

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

母子保健健診休暇等に係る報酬の取扱いの見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
目 的 第1条	【都立小学校の設置に伴う規定整備】 「都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」 ↓ 「都立の <u>小学校</u> 、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校」
報 酬 の 減 額 第7条第1項 第12条第1項	【母子保健健診休暇等の報酬減額免除】 報酬減額を行う特別休暇から母子保健健診休暇及び妊婦通勤時間を削除
施 行 期 日 附則第1項	令和3年4月1日 ただし、第1条の改正規定は公布の日（令和3年3月31日予定）
都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例附則第4項の読替え 附則第2項	【準常勤講師に対する経過措置（妊娠出産休暇の有給）に係る読替え】 ○ 「令和2年4月1日」→「令和3年4月1日」 ○ 「改正後の条例」 ↓ 「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年東京都条例第●●号）による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」 ○ 「母子保健健診休暇」→「育児時間」

2 議事第 4 2 8 号
令和 3 年 2 月 1 0 日

東京都人事委員会委員長
青 山 侑 殿

東京都議会議長
石 川 良 一
(公 印 省 略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 1 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

- 1 第 2 9 号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 4 0 号議案 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条 例 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（14頁）

第二十九号議案

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

第六条第一項中「含む」の下に「。次条第一項において同じ」を加え、同条第二項中「その者の退職の日における」を「退職の日におけるその者の」に改める。

第六条の二及び第六条の三を次のように改める。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第六条の二 退職した者の基礎在職期間（第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額（当該減額日以後に給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の三 第五条第二項第一号の規定に該当する者（東京都規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間（第十条第一項から第五項までの規定により計算した在職期間をいう。次条第二項（同項の表を除く。）において同じ。）が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第一項

以下同じ。）

以下同じ。）及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定

<p>第六條の二第一項</p>	<p>第六條の二第一項</p>		<p>第六條第二項</p>	
<p>及び特定減額前給料</p>	<p>前條の</p>	<p>当該給料月額</p>	<p>の給料月額</p>	<p>前項</p>
<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年</p>	<p>次條の規定により読み替えて適用する前條の</p>	<p>合計額 これに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の</p>	<p>については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第六條の三の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

<p>第一号</p>	<p>月額</p>	<p>と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項 第二号</p>	<p>前条第一項 給料月額に、</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する前条第一項 給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額に、</p>
<p>第六条の二第一項 第二号ロ</p>	<p>前号に掲げる額</p>	<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>
<p>第六条の二第二項</p>	<p>前項の</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する前項の</p>
<p>第六条の二第二項</p>	<p>特定減額前給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職</p>

第一号		<p>の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第二項 第二号</p>	<p>特定減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額</p>	<p>特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p> <p>並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

第六条の四第一項及び第二項中「第六条の規定」を「第六条から前条までの規定」に改め、同条を第六条の五とし、第六条

の三の次に次の一条を加える。

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の四 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第六条及び第六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>以下同じ。及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>前項 の給料月額</p>	<p>第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条の二第一項</p>	<p>前条の</p>	<p>第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条の</p>
<p>第六条の二第一項 第一号</p>	<p>及び特定減額前給料 月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
	<p>前条第一項</p>	<p>第六条の四第一項の規定により読み替えて適用する前条第一項</p>

第六條の二第一項 第二号	給料月額に、 給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
第六條の二第一項 第二号口	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六條の二第二項	前項の	第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前項の
第六條の二第二項 第一号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六條の二第二項 第二号	特定減額前給料月額 及び退職の日におけるその者の給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額 並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

2 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六條及び第六條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p>	<p>以下同じ。）</p>	<p>以下同じ。）、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>前項 の給料月額</p>	<p>第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>当該給料月額</p>		<p>当該退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>

第六条の二第一項	前条の	第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前条の
第六条の二第一項 第一号	及び特定減額前給料 月額	並びに特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六条の二第一項 第二号	給料月額に、 前条第一項	第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項
第六条の二第一項 第二号ロ	前号に掲げる額	給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の

	第六條の二第二項		第六條の二第二項	第六條の二第二項 第二号
	前項の	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額	及び退職の日におけ
同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額	第六條の四第二項の規定により読み替えて適用する前項の	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額	特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額	並びに退職の日におけるその者の給料月額、退職の日におけるその者の

るその者の給料月額

給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

第九条第一項中「同項」を「同条」に改める。

第十四条の四第二項中「第六条の四」を「第六条の五」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例及び次項による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年東京都条例第十二号）の規定は、令和三年三月三十一日以後に退職した者に係る退職手当について適用し、同日前に退職した者に係る退職手当については、なお従前の例による。
（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）
- 3 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正する。
第六条中「第六条の三」を「第六条の四」に改める。

（提案理由）

職員の多様な働き方を支援するとともに、在職中の職責をより一層反映させるため、退職手当の基本額に係る特例を設けるほか、規定を整備する必要がある。

第四十号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「都立の」の下に「小学校、」を加える。

第七条第一項及び第十二条第一項中「、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の読替え）

2 この条例の施行の日から令和五年三月三十一日までの間、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）附則第四項中「令和二年四月一日」とあるのは「令和三年四月一日」と、「改正後の条例」とあるのは「都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第 号）による改正後の都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例」と、「母子保健健診休暇」とあるのは「育児時間」と読み替えるものとする。

(提案理由)

妊娠・出産と仕事との両立を支援するため、母子保健健診休暇等の報酬の取扱いを改めるほか、規定を整備する必要がある。

条 例 改 正 新 旧 対 照 表

～ 目 次 ～

- 1 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（21頁）

改正案	現行
<p>第一条から第四条の二まで（現行のとおり）</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第五条 退職した者に対する退職手当の額は、第六条から第六條の五までの規定により計算した退職手当の基本額に、第七條の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第五条の二（現行のとおり）</p> <p>（退職手当の基本額）</p> <p>第六条 退職した者（第十七条第一項各号に掲げる者を含む。）次条第一項において同じ。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十一条の規定に基づく給料の調整額（以下「調整額」という。）を除く。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一から六まで（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、退職の日におけるその者の給料月額に四十三を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に四十三を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>	<p>第一条から第四条の二まで（略）</p> <p>（一般の退職手当）</p> <p>第五条 退職した者に対する退職手当の額は、第六条から第六條の四までの規定により計算した退職手当の基本額に、第七條の規定により計算した退職手当の調整額（以下単に「退職手当の調整額」という。）を加えて得た額とする。</p> <p>2（略）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>（退職手当の基本額）</p> <p>第六条 退職した者（第十七条第一項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十一条の規定に基づく給料の調整額（以下「調整額」という。）を除く。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。</p> <p>一から六まで（略）</p> <p>2 前項の規定により計算した金額が、その者の退職の日における給料月額に四十三を乗じて得た額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該給料月額に四十三を乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。</p>

(給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の二 退職した者の基礎在職期間(第八条第二項に規定する基礎在職期間をいう。)のうち東京都規則で定める期間中に、給料月額の変額改定(給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他東京都規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の変額改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する東京都規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額に、イに掲げる割合

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の二 第五条第二項第一号の規定に該当する者(東京都規則で定める傷病により退職した者及び死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者を除く。))を除く。又は第五条第二項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間(この条において「勤続期間」とは、第十条第一項から第五項までの規定により計算した在职期間をいう。)が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二(職員給与に關する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額」とする。

からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が前条第一項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に對する割合

ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に對する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第二号ロに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

一 四十三以上 特定減額前給料月額に四十三を乗じて得た額

二 四十三未満 特定減額前給料月額に前項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に四十三から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の三 第五条第二項第一号の規定に該当する者（東京都規則で定める傷病により退職した者、通勤による災害により退職した者及び死亡により退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であつて、その勤続期間（第十条第一項から第五項までの規定により計算した在职期間をいう。次条第二項（同項の表を除く。）において同じ。）が二十五年以上であり、かつ、退職

(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第六条の三 第五条第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者及び第五条第二項第二号の規定に該当する者に対する第六条の規定の適用については、同条中「以下同じ。」とあるのは、「以下同じ。」、当該給料月額と次条の規定により読み替えられた給料月額との差額及び給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額」とする。

の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>以下同じ。及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に關する條例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の條例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>前項</p>	<p>第六条の三の規定により読み替えて適用する前項</p>
	<p>の給料月額</p>	<p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員の給与に關する條例に規定する指定職給</p>

<p>第六條の 二第一項 第一号</p>	<p>前條の 及び特定減額 前給料月額</p>	<p>當該給料月額</p>	<p>料表の適用を受ける者及び他の の東京都の条例によりこれに 相当する給料を受ける者につ いては、百分の一）を乗じて 得た額の合計額</p> <p>當該退職の日におけるその者 の給料月額及び退職の日にお けるその者の給料月額にその 者に係る定年と退職の日の属 する会計年度の末日の年齢と の差に相当する年数一年につ</p>
<p>第六條の 二第一項</p>	<p>前條の</p>	<p>次條の規定により読み替えて 適用する前條の</p>	<p>得た額の合計額</p> <p>の東京都の条例によりこれに 相当する給料を受ける者及び他 の東京都の条例によりこれに 相当する給料を受ける者につ いては、百分の一）を乗じて 得た額の合計額</p>
<p>第六條の 二第一項</p>	<p>及び特定減額 前給料月額</p>	<p>當該給料月額</p>	<p>料表の適用を受ける者及び他の の東京都の条例によりこれに 相当する給料を受ける者につ いては、百分の一）を乗じて 得た額の合計額</p> <p>當該退職の日におけるその者 の給料月額及び退職の日にお けるその者の給料月額にその 者に係る定年と退職の日の属 する会計年度の末日の年齢と の差に相当する年数一年につ</p>

<p>第六條の 二第一項 第二号</p>	
<p>給料月額に、</p>	<p>前条第一項</p>
<p>給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>	<p>次条の規定により読み替えて適用する前条第一項</p> <p>き百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額の合計額</p>

<p>第六條の 二第二項 第一号</p>	<p>第六條の 二第二項</p>	<p>第六條の 二第一項 第二号ロ</p>
<p>特定減額前給 料月額</p>	<p>前項の</p>	<p>前号に掲げる 額</p>
<p>これに相当する給料を受ける</p>	<p>適用する前項の</p>	<p>に、 その者が特定減額前給料月額 に係る減額日のうち最も遅い 日の前日に現に退職した理由 と同一の理由により退職した ものとし、かつ、その者の同 日までの勤続期間及び特定減 額前給料月額を基礎として、 前条第一項の規定により計算 した場合の退職手当の基本額 に相当する額 次条の規定により読み替えて 適用する前項の 特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額にその者に係 る定年と退職の日の属する会 計年度の末日の年齢との差に 相当する年数一年につき百分 の二（特定減額前給料月額に 係る減額日のうち最も遅い日 の前日において、職員の給与 に関する条例に規定する指定 職給料表の適用を受ける者及 び他の東京都の条例等により</p>

	第六条の 二第二項 第二号		特定減額前給 料月額		及び退職の日 におけるその 者の給料月額
者については、百分の一）を 乗じて得た額の合計額	特定減額前給料月額及び特定 減額前給料月額にその者に係 る定年と退職の日の属する会 計年度の末日の年齢との差に 相当する年数一年につき百分 の二（特定減額前給料月額に 係る減額日のうち最も遅い日 の前日において、職員の給与 に関する条例に規定する指定 職給料表の適用を受ける者及 び他の東京都の条例等により これに相当する給料を受ける 者については、百分の一）を 乗じて得た額の合計額	並びに退職の日におけるその 者の給料月額及び退職の日に おけるその者の給料月額にそ の者に係る定年と退職の日の 属する会計年度の末日の年齢 との差に相当する年数一年に つき百分の二（特定減額前給 料月額に係る減額日のうち最 も遅い日の前日において、職			

				<p>(公務上の理由等により退職する者に対する退職手当の基本額に係る特例)</p> <p>第六條の四 第五條第二項第一号に規定する通勤による災害により退職した者又は死亡により退職した者(通勤による災害により死亡した者に限る。)及び同項第二号の規定に該当する者(これらの者のうち次項に該当するものを除く。)に対する第六條及び第六條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
第六條第 二項	前項	第六條第 一項	<p>以下同じ。)及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p> <p>第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前項</p> <p>の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	
	の給料月額			<p>員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一)を乗じて得た額の合計額</p>

(新設)

	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六條の 二第一項	前條の	第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前條の並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六條の 二第一項 第一号	前條第一項 及び特定減額 前給料月額	第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前條第一項
第六條の 二第一項 第二号	給料月額に、	給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、
第六條の 二第一項 第二号ロ	前号に掲げる 額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前條第一項の規定により計算

第六條の二第二項	前項の	した場合の退職手当の基本額に相当する額
第六條の二第二項	特定減額前給料月額	第六條の四第一項の規定により読み替えて適用する前項の
第一号	料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
第六條の二第二項 第二号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額
	及び退職の日におけるその者の給料月額	並びに退職の日におけるその者の給料月額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

2

第五條第二項第一号に規定する通勤による災害により退職

した者又は死亡により退職した者（通勤による災害により死亡した者に限る。）及び同項第二号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職したものであつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、退職の日の属する会計年度の末日の年齢がその者に係る定年から十年を減じた年齢以上であるものに対する第六條及び第六條の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第六条第一項</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>以下同じ。）、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員）の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第六条第二項</p>	<p>前項 の給料月額</p>	<p>第六条の四第二項の規定により読み替えて適用する前項 の給料月額、退職の日におけるその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（職員）の給与に関する条例に規定</p>

<p style="text-align: center;">当該給料月額</p>	<p> する指定職給料表の適用を 受ける者及び他の東京都の 条例によりこれに相当する 給料を受ける者について は、百分の一）を乗じて得 た額及び退職の日における その者の給料月額に百分の 十を乗じて得た額の合計額 </p>

第六條の		第六條の 二第一項
給料月額に、	前条第一項	及び特定減額 前給料月額
給料月額、退職の日におけ	第六條の四第二項の規定に より読み替えて適用する前 条第一項	並びに特定減額前給料月 額、特定減額前給料月額に その者に係る定年と退職の 日の属する会計年度の末日 の年齢との差に相当する年 数一年につき百分の二（特 定減額前給料月額に係る減額 日のうち最も遅い日の前日 において、職員の給与に關する 條例に規定する指定職給料 表の適用を受ける者及び他 の東京都の條例等によりこ れに相当する給料を受ける 者については、百分の一） を乗じて得た額及び特定減 額前給料月額に百分の十を 乗じて得た額の合計額
		第六條の四第二項の規定に より読み替えて適用する前 條の

<p>第六條の 二第一項 第二号ロ</p>	<p>二第一項 第二号</p>
<p>前号に掲げる 額</p>	
<p>その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第一項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額</p>	<p>るその者の給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額に、</p>

<p>第六條の 二第二項 第二号</p>		<p>第六條の 二第二項</p>
<p>特定減額前給 料月額</p>		<p>前項の</p>
<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢と</p>	<p>特定減額前給料月額、特定減額前給料月額にその者に係る定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数一年につき百分の二（特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日において、職員の給与に関する条例に規定する指定職給料表の適用を受ける者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一）を乗じて得た額及び特定減額前給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額</p>	<p>第六條の四第二項の規定により読み替えて適用する前項の</p>

	<p>及び退職の日 におけるその 者の給料月額</p>
<p>の差に相当する年数一年に つき百分の二（特定減額前 給料月額に係る減額日のうち 最も遅い日の前日において、 職員の給与に関する条例に 規定する指定職給料表の適 用を受ける者及び他の東京 都の条例等によりこれに相 当する給料を受ける者につ いては、百分の一）を乗じ て得た額及び特定減額前給 料月額に百分の十を乗じて 得た額の合計額</p>	<p>並びに退職の日におけるそ の者の給料月額、退職の日 におけるその者の給料月額 にその者に係る定年と退職 の日の属する会計年度の末 日の年齢との差に相当する 年数一年につき百分の二 （特定減額前給料月額に係 る減額日のうち最も遅い日 の前日において、職員の給 与に関する条例に規定する 指定職給料表の適用を受け</p>

る者及び他の東京都の条例等によりこれに相当する給料を受ける者については、百分の一を乗じて得た額及び退職の日におけるその者の給料月額に百分の十を乗じて得た額の合計額

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の五 調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条から前条までの規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の調整額の額（退職の日に調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 退職時に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条から前条までの規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を

(給料の調整額等の支給を受けた者の退職手当の基本額に係る特例)

第六条の四 調整額の支給を受けた者が退職した場合に、その者に対して支給する退職手当の基本額は、第六条の規定により計算して得た額に、退職の日におけるその者の調整額の額（退職の日に調整額の支給を受けていない者については、退職の日の直近の時期に受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額）と、その者が最も長期間にわたり支給を受けていた調整額の額に相当する東京都規則で定める額とのいずれが多い額のものに、調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額を加えた額とする。

2 退職時に義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）第三条の教職調整額の適用のある者の退職手当の基本額は、第六条の規定又は前項の規定により計算して得た額に、退職時に受けていた教職調整額の額に教職調整額を受けていた期間を第六条の勤続期間とみなして得た支給割合を乗じて得た額

乗じて得た額を加えた額とする。

3 (現行のとおり)

第七条及び第八条 (現行のとおり)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第九条 第五条第二項第二号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の額とする。

一から四まで (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

第十条から第十四条の三まで (現行のとおり)

(特別区等の職員となつた者の取扱い)

第十四条の四 (現行のとおり)

2 前項の特別区等の職員(その者が引き続いて再び都の職員となつた場合を除く。次項において同じ。)に対する第六条から第六条の五まで及び第九条の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の特別区等の職員としての職をこれに相当する職員としての職とみなして、その者が引き続き職員として在職して退職したとしたらば受けることとなる給料月額に相当する額で知事が定めた額とする。

3及び4 (現行のとおり)

第十五条から第二十五条まで (現行のとおり)

を加えた額とする。

3 (略)

第七条及び第八条 (略)

(一般の退職手当の額に係る特例)

第九条 第五条第二項第二号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもつてその者に対して支給する退職手当の額とする。

一から四まで (略)

2 (略)

第十条から第十四条の三まで (略)

(特別区等の職員となつた者の取扱い)

第十四条の四 (略)

2 前項の特別区等の職員(その者が引き続いて再び都の職員となつた場合を除く。次項において同じ。)に対する第六条から第六条の四まで及び第九条の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額は、その者の特別区等の職員としての職をこれに相当する職員としての職とみなして、その者が引き続き職員として在職して退職したとしたらば受けることとなる給料月額に相当する額で知事が定めた額とする。

3及び4 (略)

第十五条から第二十五条まで (略)

改正案

現行

<p>目次（現行のとおり） （目的） 第一条 この条例は、都立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）（以下「都立学校等」という。）に勤務する講師の報酬等について定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第六条まで（現行のとおり） （報酬の減額） 第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2（現行のとおり） 第八条から第十一条まで（現行のとおり） （報酬の減額） 第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条で準用する第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2（現行のとおり） 第十三条から第十四条まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略） （目的） 第一条 この条例は、都立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに区市町村立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校（幼稚部及び高等部を除く。）（以下「都立学校等」という。）に勤務する講師の報酬等について定めることを目的とする。</p> <p>第二条から第六条まで（略） （報酬の減額） 第七条 時間講師が、第四条第一項に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2（略） 第八条から第十一条まで（略） （報酬の減額） 第十二条 日勤講師が、第九条に規定する勤務時間の全部又は一部を勤務しないときは、第十条で準用する第五条第一項第一号に規定する年次有給休暇又は同項第二号に規定する特別休暇（妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、生理休暇及び短期の介護休暇を除く。）を承認された場合を除き、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める方法により算定した額を減額して報酬を支給する。</p> <p>2（略） 第十三条から第十四条まで（略）</p>
--	--